

## 社会福祉法人マーシ園定款細則

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、定款第41条の規定に基づき、社会福祉法人マーシ園（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

### 第二章 評議員選任・解任委員会

#### (運営)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会は、別に定めるマーシ園評議員選任・解任委員会運営細則に定めるところにより運営等を行う。

### 第三章 評議員会

#### (役員等の出席)

第3条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

- 2 法人の職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 3 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

#### (議長)

第4条 評議員会に議長をおく。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選により選任する。

#### (理事等の報告・説明)

第5条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

- 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第3条第3項に定める者に説明させることができる。
- 3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。
- 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に

定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

- 5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。
  - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合
  - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
  - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
  - (4) 第一号から第三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### （招集）

第6条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
  - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨。）
- 2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の一週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。
- 3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

#### （決議）

第7条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 法人の解散
  - (4) 法人の合併契約（吸収合併・新設合併）

(議事録)

第8条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

- ① 評議員会が開催された日時及び場所
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名
- ⑤ 議長の氏名
- ⑥ 評議員、理事、監事以外で、評議員会に出席した者の職氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 出席した評議員、理事及び監事は議事録に記名押印する。

4 評議員会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

#### 第四章 役員及び職員

(理事長専決事項)

第9条 定款第18条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、別表に定めるとおりとする。

(監事)

第10条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(業務執行理事)

第11条 定款第16条第3項に定める業務執行理事を専務理事とする。

2 業務執行理事(専務理事)は本部事務局長を当てる。

(施設長等)

第12条 定款第23条第2項に定める施設長等の範囲は次に定める者とする。

- (1) 本部事務局長
- (2) 本部事務局長代理
- (3) 施設長
- (4) 所長

- 2 前項に掲げる職員の専決事項は、別表に定めるとおりとする。

## 第五章 理事会

(出席者)

第13条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

- 2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第14条 理事会の議長は、理事長がその任に当たる。理事長欠席の場合は、出席した理事の中から互選する。

(招集)

第15条 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第16条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとするることができる。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 基本財産の処分
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
  - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
- 5 理事、監事が理事及び監事的全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、

当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。

(議事録)

第17条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

- ① 理事会が開催された日時及び場所
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
  - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
  - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
  - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
  - エ 監事が招集したもの
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 理事、監事以外で、理事会に出席した者の職氏名
- ⑥ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

3 出席した理事及び監事は、議事録に記名押印する。

4 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第六章 欠員補充等

第18条 理事長が事故、辞任あるいはその他の事由により欠けたときは、直ちに理事会を開催し、理事長を選任するものとする。

2 理事、監事数が定数に欠けたときは、速やかに理事会において補充の理事及び監事を選考し、評議員会において選任するものとする。

3 評議員数が定数に欠けたとき及び現員理事数と同数あるいは現員理事数より下回ったときは、速やかに理事会において補充の評議員を選考のうえ推薦し、評議員選任・解任委員会において選任するものとする。この場合補充選任により評議員数が現員理事数を上回るものとする。

第19条 法人の役員、評議員又は役員、評議員であつた者は、業務上知り得た個人情報等の内容を第三者に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

## 第七章 雑則

(改廃)

第20条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

(施行細則)

第21条 この細則に定めのない事項については、必要に応じて理事長が別に定める。

### 附則

1. 「社会福祉法人マーシ園 定款施行規程」は、平成29年3月31日を以て廃止する。
2. この細則は、平成29年4月1日から施行する。